

2013年8月23日

出版社各位

税制専門委員会  
(日本書籍出版協会、  
日本雑誌協会合同)

## 消費税率変更(予定)に伴う措置等についての概要

ご存じのように、昨年の消費税法改正により、消費税率が2014年4月1日から8%に、2015年10月1日からは10%に引き上げられることが予定されています。税率が実際に引き上げられるかどうかについては、景気動向(経済指標、経済状況)等を見極めながら、政府が秋の臨時国会前頃までに判断するとしています。

また、政府は、税率引き上げを前提として、すでに各種の特別措置法や施行令を公布しており、出版物に関係する一部の措置については、本年10月1日から適用対象となっています。

出版界では、現在も出版物への軽減税率の適用を求める活動を行っていますが、書協と雑協が合同で設置した税制専門委員会では、その帰趨とは関係なく、実際に税率が引き上げられた場合を前提に、関係各者と協議しながら実務的な対応を検討しています。

すべての課題について結論を得ているわけではありませんが、課題別の主な対応を、政府が公表している出版物に関する特別措置、経過措置とあわせて下記の通りお知らせしますので、ご参考いただければと存じます。(※詳細につきましては、別紙「資料 VOL.①『消費税率変更対応について』」をあわせてご参照ください。)

特に、予約販売、通信販売を行っている各社におかれましては、下記経過措置の2. および4. をご参照のうえ、早めにご対応ください。

### 1. 出版物への価格表示について

★2013年10月1日から2017年3月31日までの特別措置★

現在、出版物への総額表示(税込価格)が義務付けられており、各出版社では、スリップのポーズ(上部突起)部分に税込みの価格(=定価)を記載するなどして対応していますが、特別措置として、2013年10月1日から、2017年3月31日まで、総額表示の義務が免除されます(税込価格の表記が不要になります)。

【消費税転嫁対策特別措置法 第10条】

ただし、総額表示をしない(税抜き価格だけを表示する)場合は、消費者が税込価格であると誤認しないための防止策が求められており、出版物に下記のような価格表記をすることが考えられます。

## (1) 書籍

### ① 表紙・カバー（※現行通り。コードの価格表記も現行通り本体価格）

【例】 定価（本体〇〇〇円＋税）  
定価 本体〇〇〇円＋税  
定価 本体〇〇〇円（税抜き）  
定価 本体〇〇〇円（税抜価格）  
定価 本体〇〇〇円（税別）  
本体価格〇〇〇円＋税  
〇〇〇円（税抜き）  
〇〇〇円（税抜価格）  
〇〇〇円（本体）  
〇〇〇円（本体価格）

※もちろん、税込価格（定価）で表示することも可能です。

### ② オビ、スリップ

総額（税込価格）を表示する義務はなくなります。

## (2) ムック、コミック単行本

上記（1）書籍と同様。

## (3) 雑誌

法令上は、総額表示の義務はなくなりますが、流通上、これまで通りの表記することが望ましいと考えられます（コードは従来通り本体価格）。

【例】 定価△△△円（本体〇〇〇円）  
定価△△△円 本体〇〇〇円

## 2. 予約販売に係る書籍等（雑誌定期購読等）

2013年9月30日までに予約販売契約したもので、2014年3月31日までに代金を受領した場合、2014年4月1日以降に書籍・雑誌等を譲渡しても旧税率（5%）が適用されます。

- ① 予約販売契約時期 2013年9月30日までの予約販売契約
- ② 代金受領時期 上記契約の代金を、2014年3月31日までに受領
- ③ 譲渡（定期供給）時期 上記①②の条件を満たした書籍・雑誌等が、2014年4月1日以後に譲渡（定期供給）される場合は旧税率（5%）を適用

2013年10月1日前（9月30日まで）に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を2014年4月1日前（3月31日まで）に領収している場合で、その譲渡が2014年4月1日以後に行われるものは旧税率（5%）を適用。 【消費税法施行令附則 第5条第1項】

### **3. 特定新聞等（定期雑誌）**

発売日が、2014年3月31日までの雑誌については、2014年4月1日以後に販売する場合も、旧税率（5%）が適用されます。

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が2014年4月1日前（3月31日まで）であるものうち、その譲渡が2014年4月1日以後に行われるものは旧税率（5%）を適用。

【消費税法施行令附則 第5条第2項】

※書店店頭でのPOSレジ処理への対応、バックナンバーの取扱い等については、現在検討中の課題です。

### **4. 通信販売**

2013年9月30日までに示された条件で、2014年3月31日までに申し込まれた商品を、2014年4月1日以降に通信販売する場合は旧税率（5%）が適用されます。

（※上記2. に該当する販売を除く。）

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、2013年10月1日前（9月30日まで）にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、2014年4月1日前（3月31日まで）に申込みを受け、提示した条件に従って2014年4月1日以後に行われる商品の販売については旧税率（5%）を適用。 ※消費税法施行令附則 第5条第1項（上記2.）に該当する販売を除く。

【消費税法施行令附則 第5条第3項】

### **5. 返品取扱い**

現在検討中の課題です。前回税率変更時は、4月1日以降の取引については、新税率を適用しました。

### **6. 読者への告知**

価格表記と新税率の適用等について、書店店頭ポスターや、雑誌や新聞広告、ホームページ等により読者にお知らせすることが必要です。文例については、関係各者と協議のうえ、お知らせいたします。

以上

【お問合せ】日本書籍出版協会 調査部（電話03 - 3268 - 1303）  
日本雑誌協会（電話03 - 3291 - 0775）